平成２３年（フ）第２０７１号
埼玉県加須市東栄１丁目１番３号　東栄マンション101
債務者　齋藤美樹子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東１丁目12番地17　セルアーモ高野台石川101
債務者　川村かおり（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６９１号
埼玉県吉川市大字保732番地21
債務者　伊藤マサエ
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５１８号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷131番地２
債務者　米山　里美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７１号
千葉県八千代市勝田台２丁目３番地９　アウトバーン勝田台202号室、申立時の住所千葉県佐倉市中志津３丁目４番27号
債務者　西内　　登
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４７２号
山梨県笛吹市石和町東高橋141番地５
債務者　花田　早苗
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
山梨県甲府市大里町134－２　アーク大里２号館201、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町河内52番地３
債務者　滝沢　一美（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
山梨県甲斐市篠原58番地11　センチュリーハイツ301
債務者　飯島　　工
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
長野市大字鶴賀720番地　宮原ビル403
債務者　増木　夏美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８０号
長野県飯田市大瀬木1972番地１県営住宅39―25号
債務者　木下　美希
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１０３号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町伊瀬481番地15
債務者　羽田野　猛
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１０４号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町伊瀬481番地15
債務者　羽田野眞由美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第３４号
静岡県下田市西中13番地９
債務者　西川　伴江（旧姓土橋）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第５９５号
愛知県豊田市浄水町原山388番地　シャルマ・ルム豊田Ａ―105号
債務者　茂谷　昭博
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５０号
三重県四日市市大井手１丁目５番34号
債務者　岩瀬　武正
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
三重県桑名市大字矢田316番地
債務者　田中みどり
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
三重県四日市市大矢知町525番地１、前住所三重県四日市市蒔田２丁目６番16号
債務者　中西　秀正
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係